



熊本県公報

第 1 2 0 3 3 号

平成 23 年 8 月 5 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○平成24年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項等の制定……………	(高年齢者支援課) 1
○特定計量器定期検査の実施……………	(産業支援課) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定……………	(高年齢者支援課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(") 3
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 4
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(") 4
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(障がい者支援課) 4
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定……………	(") 5
○保安林の指定実施要件の変更に関する予定……………	(森林保全課) 5
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢者支援課) 5
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	(") 5
○定数漁業の許可申請期間の公示……………	(水産振興課) 6
○保安林の指定に関する予定……………	(森林保全課) 6
○保安林の指定に関する予定……………	(") 6
公 告	
○第40回採石業務管理者試験の実施……………	(産業支援課) 7
○都市計画法による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 7
○土地改良区の定款変更認可……………	(農村計画課) 7
○道路の位置の指定……………	(建築課) 7
○道路の位置の指定……………	(") 8
○県有財産の売却……………	(管財課) 8
○第1回熊本県消費生活審議会の開催……………	(消費生活課) 9
○土地改良区の定款変更認可……………	(農村計画課) 9
○土地改良区の定款変更認可……………	(") 9
登 載 依 頼	
○平成23年度第1回熊本県社会教育委員会議の開催……………	(社会教育課) 9

告 示

熊本県告示第765号

平成24年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項を次のように定める。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成24年度熊本県老人福祉施設整備計画等（養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム）事前協議実施要項

(目的)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項の規定に基づく介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「介護保険事業支援計画」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項の規定に基づく老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「老人福祉計画」という。）において定める養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）の円滑な整備を推進するため、施設の整備を実施しようとする者に、当該施設の整備に着手する前に、当該施設の整備について事前協議を求めるとし、これに関し必要な事項を定める。

(事前協議の対象)

第2条 事前協議の対象とする施設の整備は、平成24年度に実施しようとする施設の整備であって、別表第1に掲げるものとする。ただし、介護保険事業支援計画及び老人福祉計画に規定する熊本高年齢者福祉圏域における施設の整備並びに介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスを行うための施設の整備を除くものとする。

(提出期限等)

第3条 前条の事前協議の対象とする施設の整備を実施しようとする者は、当該施設の整備に係る事前協議書を平成23年10月7日（金）午後5時15分までに、知事に提出しなければならない。

2 事前協議書の様式は、別に定める。
（審査及び採択）

第4条 知事は、前条第1項の規定により提出された事前協議書を健康福祉部所管の施設整備等審査会（以下「審査会」という。）の審査に付すものとする。

2 審査会は、前項の事前協議書を別途定める「平成24年度審査評点の配分表」を基に審査し、その結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、前項の規定による報告に基づき、第1項の事前協議書に係る施設の整備を予算算の範囲内で平成24年度老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付する対象となる施設の整備として認定することの適否について決定するものとする。
（雑則）

第5条 この要項に定めるもののほか、事前協議に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。

2 この要項は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1

施設種別	整備区分	事前協議書の提出の対象
養護老人ホーム	増築	県から補助金を受けて実施しようとする養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの増築又は改築
	改築	
特別養護老人ホーム	増築	
	改築	

備考

1 「増築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊さず、新たに居室を整備することをいう。

2 「改築」とは、既存施設の現在の入所定員の増員を伴わず、既存施設の居室を取り壊して、新たに居室を整備することをいう。

熊本県告示第766号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により阿蘇市及び阿蘇郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
阿蘇市	平成23年9月5日	午前10時から午後3時まで	J A 阿蘇 黒川支所第二倉庫	非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
阿蘇市	平成23年9月6日	午前10時から正午まで	J A 阿蘇 旧永水支所	
阿蘇市	平成23年9月6日	午後1時半から午後3時まで	J A 阿蘇 営農部（旧東部支所）	
阿蘇市	平成23年9月7日	午前10時から午後3時まで	農村環境改善センター	
阿蘇市	平成23年9月8日	午前10時から午後3時まで	一の宮体育館	
阿蘇市	平成23年9月9日	午前10時半から正午まで	阿蘇市波野支所	
産山村	平成23年9月9日	午後1時半から午後3時まで	産山村役場	
小国町	平成23年9月12日	午前11時から正午まで	杖立多目的広場	
小国町	平成23年9月12日	午後1時半から午後3時まで	旧 北里小学校	

小国町	平成23年 9月13日	午前10時半から 午後2時まで	小国町役場
小国町	平成23年 9月13日	午後2時20分か ら午後3時まで	小国公立病院
南小国町	平成23年 9月14日	午前10時半から 正午まで	南小国町自然休 養管理センター
南小国町	平成23年 9月14日	午後1時半から午 後3時まで	りんどうヶ丘小 学校
西原村	平成23年 9月15日	午前10時から午 後3時まで	西原村役場
高森町	平成23年 9月16日	午前10時半から 正午まで	高森町草部出張 所
高森町	平成23年 9月16日	午後1時半から午 後3時まで	高森町朋遊館
高森町	平成23年 9月20日	午前10時半から 午後3時まで	高森町高森総合 センター
南阿蘇村	平成23年 9月21日	午前10時から午 後3時まで	南阿蘇村白水庁 舎
南阿蘇村	平成23年 9月22日	午前10時から午 前11時半まで	南阿蘇村久木野 総合センター
南阿蘇村	平成23年 9月22日	午後1時から午後 3時まで	J A 阿蘇 長陽 中央支所

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成23年9月5日から 平成23年9月16日ま で	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号） 第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつて は、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第767号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援
事業者を次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所うらら 八代郡氷川町島地1644番地2	株式会社翔栄	平成23年8月1日

熊本県告示第768号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー
ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社介助熊本営業所 熊本市下硯川二丁目9番11号	有限会社介助	平成23年8月1日

（特定福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社介助熊本営業所 熊本市下硯川二丁目9番11号	有限会社介助	平成23年8月1日

熊本県告示第769号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社介助熊本営業所 熊本市下硯川二丁目9番11号	有限会社介助	平成23年8月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
有限会社介助熊本営業所 熊本市下硯川二丁目9番11号	有限会社介助	平成23年8月1日

熊本県告示第770号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本介護 合志市豊岡2000番地187号	株式会社熊本介護	平成23年8月1日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本介護 合志市豊岡2000番地187号	株式会社熊本介護	平成23年8月1日

熊本県告示第771号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本介護 合志市豊岡2000番地187号	株式会社熊本介護	平成23年8月1日

(特定介護予防福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
株式会社熊本介護 合志市豊岡2000番地187号	株式会社熊本介護	平成23年8月1日

熊本県告示第772号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
スキップ 八代市千丁町古閑出 5 5 4 - 1	一般社団法人就労 支援協会 八代市千丁町古閑 出 5 5 4 - 1 増田 利明	平成 2 3 年 8 月 1 日	4310200458	就労継続支 援 A 型

熊本県告示第 7 7 3 号

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
もくせい学園 山鹿市中字村上 6 1 9 番地の 3	社会福祉法人 宥明会 山鹿市中字村上 6 1 9 番地の 3 廣田 昭次	平成 2 3 年 8 月 1 日	4310500113	生活介護
				自立訓練（生 活訓練）
				就労継続支援 B 型

熊本県告示第 7 7 4 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 3 条の 3 において準用する同法第 2 9 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 0 条の規定により告示する。
平成 2 3 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県葦北郡津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
津奈木町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに津奈木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 7 7 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 3 年 8 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アミーユレジデンス清水麻生田 熊本市麻生田 2 丁目 6 番 1 0 号	株式会社メッセージ	平成 2 3 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防

サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
アミーユレジデンス清水麻生田 熊本市麻生田2丁目6番10号	株式会社メッセージ	平成23年8月1日

熊本県告示第777号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第3項の規定により公示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
げんしき網漁業	げんしき網漁業	熊本有明海
流し網漁業	大目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	小目流し網漁業	天草有明海
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海
流し網漁業	えび流し網漁業	天草有明海及び不知火海

2 申請期間

平成23年8月5日から平成23年8月11日まで

熊本県告示第778号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字葛423番16（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第779号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野1316番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

る。)

公 告

熊本県公告第408号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、第40回採石業務
管理者試験を次のとおり実施する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時
平成23年10月14日（金）
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下大会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴っ
て生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措
置に関する技術的な事項
- 4 受験願書の受付期間等
平成23年8月5日（金）から平成23年10月5日（水）まで（閉庁日を除く。）。
受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）と
する。なお、郵送による申込みの場合は、10月5日（水）までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
(1) 業務管理者試験受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、
その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
(5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課 資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する
工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字馬場楠字森ノ上590番5
482.85平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字馬場楠450番地
友田 達也

熊本県公告第410号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部土地改良区理事長甲斐利幸から平成23年6月28
日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年7月27日付けで認可したので、
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第411号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位
置の指定を次のとおり行った。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市築地1135番地
- 2 築造者の氏名 吉永三津雄
- 3 道路の位置 玉名市築地字西ノ山955番18の一部及び955番24
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 58.84メートル
- 6 指定年月日 平成23年6月28日
- 7 指定番号 熊本県指令玉名景建第19号

熊本県公告第412号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字室584番地2
- 2 築造者の氏名 木原桂一
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字室字三郎松1735番7、同1735番3の一部及び同1736番3の一部
- 4 道路の幅員 7.05メートル
- 5 道路の延長 21.95メートル
- 6 指定年月日 平成23年7月15日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第50号

熊本県公告第413号

県有財産を次のとおり売却する。
平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
 - (1) 所在地 熊本市段山本町203番12
 - (2) 物件の概要
 - 土地 地目 宅地
 - 地積 657.63平方メートル（公簿・実測）
 - 建物 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺3階建
 - 床面積 1階 283.57平方メートル
 - 2階 310.90平方メートル
 - 3階 316.85平方メートル
 - 建築年月日 昭和35年4月1日
 - (3) 最低売却価格 32,400,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
 - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - (2) 破産者で復権を得ない者
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 4 入札期日及び場所
平成23年9月21日（水） 午前10時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 現地建物開放日
平成23年8月19日（金） 午前10時から正午まで
- 7 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
 - (1) 提出方法 持参又は郵送による。
 - (2) 提出期限 平成23年9月9日（金） 午後5時（郵送の場合は提出期限までに必着）
 - (3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部総務税務局管財課
- 8 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が

契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。

9 契約締結期限

平成23年10月5日（水）午後5時

10 契約保証金

契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

11 その他

(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内

(2) 契約締結場所 別途指定する。

(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。

(4) 問合せ先

熊本県総務部総務税務局管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第414号

第1回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開催日時

平成23年8月26日（金）午後2時

2 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館5階審議会室

3 議事概要

(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の実施状況について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画・事業者指導班（熊本県消費生活審議会事務局）

（電話 096-333-2291）

熊本県公告第415号

人吉市に事務所を置くひとよし土地改良区理事長越替長雄から平成23年7月14日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年7月29日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第416号

球磨郡山江村に事務所を置く山江土地改良区理事長山本義隆から平成23年7月5日付けで申請のあった定款の変更については、平成23年7月29日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成23年8月5日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県教育委員会公告第10号

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年8月5日

熊本県教育長 山本 隆生

1 開催日時

平成23年8月23日（火）

午前10時から正午まで

2 開催場所

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県庁新館 2階AV会議室

3 議題

(1) 報告事項

(2) 協議事項

・平成23年度社会教育関係団体に対する補助金について

・高齢者の学びについて

(3) その他

4 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。

5 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県教育庁社会教育課総務・生涯学習係

(電話096-333-2697)